資料 1-3

水道分野における「水の官民連携」ガイドライン策定検討委員会

運営について

〇水道分野における「水の官民連携」ガイドライン策定検討委員会（以下「本委員会」という。）は、非公開とする。ただし、冒頭のみ、撮影等を可とする。

〇本委員会の資料は、公開とする。ただし、座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。

〇本委員会の資料及び議事概要については、開催後、出席者の確認を取った上で、ホームページに公表する。